

令和7年第8回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和7年8月29日（金） 午後 4時00分 開会 午後 4時30分 閉会			
開催場所	瑞浪市保健センター 3階 大会議室			
議長	大山 理晴 会長			
出席委員 （20名）	委員	安 藤 良 一	勝 股 増 夫	
		土 屋 敏 子	遠 山 英 俊	
		加 納 富 雄	足 立 正 之	
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴	
		水 野 安 喜	成 瀬 良 美	
		奥 村 正 子	鈴 木 録 郎	
	農地利用 最適化推 進委員 （欠員1 名）	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄	
		三 輪 徳 夫	渡 邊 俊 美	
		有 我 俊 春	板 橋 仁 晃	
小 川 伸 二		岩 嶋 貞 夫		
欠席委員 （2名）		安 田 清 和	小 栗 智 幸	
事務局	局長	伊 東 範 明		
	局長補佐	有 賀 大 輔		
	事務職員	西 尾 友 宏		
	事務職員	井 田 文 香		
付議事項				
議第1号	農地法第3条の規定による許可申請について			
議第2号	農地法第5条の規定による許可申請について			
議第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項 の規定による農用地利用集積等促進計画案について			
※付議の内容については別添のとおり				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和7年第8回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員12名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、遠山 英俊委員と渡邊 美孝委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

加納 富雄委員、説明をお願いします。

加納委員

去る8月25日、勝股 増夫委員、小倉 清弘委員、有賀局長補佐、西尾事務職員、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、田が1筆、畑が2筆、合計面積が1,144㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

西尾

事務職員

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから6ページになります。まずは、5ページをご覧ください。

3条-14

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

次に6ページをご覧ください。

3条-15

(議案書の内容を説明)

譲受人が申請地を取得し、農業の経営に努めるものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第 1 号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第 1 号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、議題といたします。

加納 富雄委員、説明をお願いします。

加納委員

農地法第 5 条の規定による許可申請につきましては 6 件であります。

内容といたしましては、田が 3 筆、畑が 5 筆で、合計面積が 4, 7 8 6 m²であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。詳細については、事務局より説明を求めます。

西尾

事務職員

それでは、議第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の 1 0 ページから 2 3 ページになります。

まずは 1 2 ページと 1 3 ページをご覧ください。

5 条－ 1 9

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第 2 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

1 4 ページと 1 5 ページをご覧ください。

5 条－ 3 3

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第 2 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

1 6 ページと 1 7 ページをご覧ください。

5 条－ 3 4

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第一種住居地域に指定されている第 3 種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

18ページと19ページをご覧ください。

5条－35

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

20ページと21ページをご覧ください。

5条－36

(議案書の内容を説明)

申請地は、申請地から概ね500m以内に日吉コミュニティーセンターと日吉こども園がある第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられていますので、転用に対し問題ないものと考えます。

22ページと23ページをご覧ください。

5条－37

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

井田

事務職員

それでは、議第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案について」、ご説明申し上げます。

(議案書の内容を説明)

農地の所在につきましては26ページから28ページをご確認ください。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 議第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員